

令和4年度 第9回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和4年12月22日（木） 午後2時 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和4年度第8回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第33号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について
- 日程第5 議案第34号 令和5年度宮古島市立幼稚園休園の承認について
- 日程第6 議案第35号 宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要綱の一部改正について
- 日程第7 議案第36号 宮古島市研究指定校（園）指定要綱の全部改正について
- 日程第8 そ の 他

議案第33号

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年12月22日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

食材配送は当日配送で早朝のため、7時30分前後に出勤し食材搬入作業をせざるを得ない状況です。現在は、調理員が自主的に出勤時間を早め対応しているが、調理員の負担軽減のため勤務時間を変更する必要があるため、本案を提案します。

別 紙

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部を改正する訓令

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程（令和2年宮古島市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

調理員補助	学校給食調理及び運搬に関する業務	週5日 8時から16時30分まで又は 8時30分から17時まで
-------	------------------	---------------------------------------

」を「

調理員補助	学校給食調理及び運搬に関する業務	週5日 7時30分から16時まで又は 8時から16時30分まで
-------	------------------	---------------------------------------

」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第35号

宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要綱の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年12月22日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

文部科学省が制定している「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」がGIGAスクール構想の開始に伴い一部変更となったため、本要綱を改正する必要があるため、本案を提案します。

別 紙

宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要綱の一部を改正する
訓令

宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要綱（令和元年宮古島市教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 技術的セキュリティ対策（第24条—第33条）

第7章 運用（第34条—第39条）

第8章 外部サービスの利用（第40条—第42条）

第9章 評価及び見直し（第43条・第44条）

を

「第6章 技術的セキュリティ対策（第24条—第36条）

第7章 運用（第37条—第42条）

第8章 外部サービスの利用（第43条—第45条）

第9章 1人1台端末におけるセキュリティ対策（第46条）

第10章 評価及び見直し（第47条・第48条）

に改める。

第2条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 校務外部接続系情報（公関係情報） 校務系情報のうち、保護者メール、学校ホームページ等インターネット接続を前提として校務で利用される情報をいう。

第2条に次の1号を加える。

(11) 電磁的記録媒体 情報資産を扱うサーバ装置（クラウドサービスを除く。）、端末、デジタルカメラ等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体と、USBメモリ、外付けハードディスク等の外部電磁記録媒体をいう。

第5条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 1人1台端末のセキュリティ対策 GIGAスクール構想における1人1台端末の整備に伴い、学校内外で利用される学習者用端末の運用や連絡体

制等の対策

第13条第1号中「改ざんにより、」の次に「教職員等又は」を加える。

第19条中第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

- 6 電磁的記録媒体を使用する場合、情報を保存する必要がなくなった時点で、記録した情報を速やかに削除しなければならない。
- 7 教育情報セキュリティ管理者は、校務情報等の重要な情報資産にアクセスする端末について、ウイルス対策など適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

第20条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 教職員等は、校務用端末を含むパソコン、モバイル端末、情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は閲覧されることがないように、適切な措置を講じなければならない。

第22条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 教職員等は、保護者等外部から情報セキュリティインシデント（事故又は事象）について報告を受けた場合は、教育情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

第24条第1項を次のように改める。

教育情報システム管理者は、インターネット接続を前提とする校務外部接続系情報及び学習系情報については、外部流出の可能性を考慮し、安全管理措置を講じなければならない。

第24条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 教育情報システム管理者は、所管するシステムにおいて、システム変更等の作業を行った場合は、作業内容について記録を作成し、適切に管理しなければならない。

第25条第2項中「場合には」の次に「、市情報システム管理者へ速やかに報告し」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 教育情報システム管理者は、校務系システムと校務外部系システム等その他のシステムとの間で通信する場合には、各システムにおけるアクセス制御等適切な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

2 前項により業務上必要なソフトウェアをインストールする場合には、教育情報システム管理者へ申請し許可を得なければならない。

第44条を第48条とし、第43条を第47条とする。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 1人1台端末におけるセキュリティ対策

(学習者用端末の管理)

第46条 教育情報システム管理者は、学習者用端末でのウェブページの閲覧や不正アクセスについて、適切な措置を講じなければならない。

2 教育情報セキュリティ管理者は、学習者用端末の運用ルールを制定し、安全管理措置を講じなければならない。

3 教職員等は、児童生徒が学習者用端末を紛失した場合、速やかに教育情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

4 前項の規定により報告を受けた教育情報セキュリティ管理者は、速やかに教育情報システム管理者へ報告し、指示を仰がなければならない。

5 教育情報システム管理者は、児童生徒が学習系システムを活用する際にアカウント管理等が煩雑にならないよう対策を講じなければならない。

第42条に次の2項を加える。

3 重要性分類Ⅲ以上の情報はソーシャルメディアサービスで発信してはならない。

4 利用するソーシャルメディアサービスごとに責任者を定めなければならない。

第8章中第42条を第45条とし、第41条を第44条とし、第40条を第43条とする。

第7章中第39条を第42条とし、第36条から第38条までを3条ずつ繰り下げる。

第35条中「教育情報システム管理者は」を「市情報システム管理者及び教育情報システム管理者は」に改め、同条を第38条とし、第34条を第37条とする。

第6章に次の1条を加える。

(セキュリティ情報の収集)

第36条 教育情報セキュリティ責任者は、不正プログラム等のセキュリティ情報を収集し、関係者間で共有しながら必要に応じ対応方法について、教職員等に周知しなければならない。

第33条を第35条とし、第29条から第32条までを2条ずつ繰り下げ、第28条の次に次の2条を加える。

(機器構成の変更)

第29条 教職員等は、校務用端末及び学習者用端末について、機器の改造及び構成を変更してはならない。

(ウェブの閲覧)

第30条 教職員等は、業務以外の目的でウェブを閲覧してはならない。

2 統括教育情報セキュリティ責任者は、教職員等のウェブ利用について教育情報セキュリティ管理者に対し適切な措置を求めなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第36号

宮古島市研究指定校（園）指定要綱の全部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年12月22日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

事業の予算措置及び実施にあたり、対象経費を明記する必要があるため、また、研究校の指定、実績報告及び期間等についても変更する必要があるため、本案を提案します。

別 紙

宮古島市教育委員会研究指定校（園）事業実施要綱

宮古島市研究指定校（園）指定要綱（平成23年教育委員会訓令第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の学校教育における教材及び指導方法等の研究を行いその充実と発展を図るため、宮古島市教育委員会研究指定校（園）事業の実施及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定校の対象）

第2条 宮古島市教育委員会研究指定校（園）（以下「指定校」という。）の対象は、宮古島市立幼稚園、小学校又は中学校（以下「学校」という。）とする。

2 前項の指定の対象には、文部科学省又は沖縄県教育委員会から研究指定がある学校を含むものとする。

（研究の期間）

第3条 研究の期間は、原則として指定がなされた会計年度の末日までとする。ただし、宮古島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、指定校における研究の状況によりこの期間を短縮し、又は延長することができる。

（研究の内容）

第4条 指定校が行う研究の内容は、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の施策に関する事項及び学校教育の充実振興を図るための事項とする。

（指定校の指定）

第5条 指定校の指定を希望する学校長（園長含む。以下同じ。）は、教育長が指定する期間内に、宮古島市教育委員会研究指定校（園）指定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、研究の領域、予算及び期間は、教育長が事前に指定するものとする。

- (1) 収支計画書（添付様式1）
- (2) 前号の算出基礎がわかる書類
- (3) その他教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項に規定する書類の提出があった場合は、その内容を審査し、指定校を指定した場合は、当該学校の学校長に対し宮古島市教育委員会研究指定校（園）指定書（様式第2号）により通知するものとする。

（指定校の運営）

第6条 指定校は、指定研究主題の目的に即し、主体的に研究活動を推進するものとする。

（研究成果の発表）

第7条 指定校は、教育長が指定する期間内に指定研究主題に関する研究成果を発表するものとする。

2 研究成果の発表は、公開とし、時期及び発表方法は、指定校の任意とする。

（研究紀要の発行）

第8条 指定校は、前条の研究成果の発表のほか、その研究成果を研究紀要としてまとめ、教育委員会及び学校に配布するものとする。

（対象経費）

第9条 事業費の対象となる経費は、指定校が指定研究に要する次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 費用弁償
- (3) 需用費
- (4) その他教育長が必要と認める経費

（実績報告）

第10条 指定校の学校長は、指定の期間内に研究を完了し、宮古島市教育委員会研究指定校（園）事業実績報告書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 研究紀要
- (2) 会計帳簿の複写（伝票及び証憑書類等）

- (3) 事業費の予算差引簿
- (4) その他教育長が必要と認める書類
(帳簿及び書類の整備等)

第11条 学校教育課及び指定校は、事業に関する帳簿及び書類を整理し、事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(事務)

第12条 事業に係る事務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年8月19日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

第 号
年 月 日

宮古島市教育委員会教育長 様

宮古島市立 学校(幼稚園)
学校(園)長



宮古島市教育委員会研究指定校(園)指定申請書

年 月 日付け宮教学第 号により募集の通知のあった、宮古島市教育委員会研究指定校(園)事業(指定研究領域:)について、宮古島市教育委員会研究指定校(園)事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究主題 ※教育長が指定する研究領域の範囲内で設定すること
- 2 研究主題設定の理由
- 3 研究内容
- 4 研究方法
- 5 研究組織
- 6 研究期間
- 7 収支計画
別紙「収支計画書(添付様式1)」のとおり

添付様式1 (第5条関係)

収支計画書

(研究主題:)

【収入】

内容	収入計画 (円)	備考
合計	円	

【支出】 (予算: 円)

内容	支出計画 (円)	備考
報償費		
費用弁償費		
需用費 (消耗品費)		
需用費 (印刷製本費)		
合計	円	

※上記の算出基礎がわかる書類を添付

様式第2号（第5条関係）

宮 教 学 第 号
年 月 日

宮古島市立 学校（幼稚園）
学校（園）長 殿

宮古島市教育委員会
教育長

宮古島市教育委員会研究指定校（園）指定書

年 月 日付け宮 第 号により申請のあった 年度宮古島市教育委員会研究指定校（園）事業について、宮古島市教育委員会研究指定校（園）事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり 研究校に指定いたします。

記

1. 研究主題

2. 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 予 算 円


4. その他特記事項

この他、研究校は、宮古島市教育委員会研究指定校（園）事業実施要綱及び提出した宮古島市教育委員会研究指定校（園）指定申請書（様式第1号）並びに収支計画書（添付様式1）に基づき研究事業を行うものとする。

様式第3号(第10条関係)

第 号
年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 殿

宮古島市立 学校(幼稚園)
学校(園)長 

宮古島市教育委員会研究指定校(園)事業実績報告書

年 月 日付け宮教学第 号指定書により指定のあった宮古島市教育委員会研究指定校(園)事業(指定研究主題:)について、事業が完了しましたので、宮古島市教育委員会研究指定校(園)事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業に要した経費 別紙「予算差引簿」のとおり
- 2 事業の実施期間
年 月 日～ 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 研究紀要
 - (2) 会計帳簿の複写(伝票及び証憑書類等)
 - (3) 事業費の予算差引簿
 - (4) その他教育長が必要と認める書類